

# 4月から障害者自立支援法が施行 精神医療制度が変わります

## 精神障害者通院医療費公費負担 制度を受けている方へ

現在の通院医療費公費負担制度が4月から自立支援医療（精神通院）に変わります。更新手続きは、都から送付された用紙を使用して3月31日（金）までに障害福祉課（市役所1階）で必ず行ってください。

## 国民健康保険 精神医療 給付金制度が変更になります

現在、国民健康保険の精神医療給付金受給者証の交付を受けている方の自己負担額相当分について支給されている「精神医療給付金」が、4月1日から障害者自立支援法の施行に伴い変更になります。

### 《変更点等》

対象者＝受診する方の属する世帯認定を医療保険」とし、世帯全員が当該年度の市民税が非課税の場合に対象となります。ただし、自立支援医療（精神通院）支給認定の申請を事前に行うことが前提です。



## 市ホームページに 掲載する 広告主を 募集中！



【掲載料】1枠当たり月2万円  
【掲載期間】5月から、1カ月単位で最長6カ月  
【募集枠】8枠  
【掲載方法】5月10日（金）までに（消印有効）、所定の申込書（広報課 市役所2階）に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所広報課まで郵送を、電子メール（下記参照）、ファクス22-11331または直接同課（市役所2階）へ持参も可。

【規格】「扉のページ」上に、縦60ピクセル、横150ピクセル、4キロバイト以内、GIF形式  
【申込書】市ホームページから入手できます。詳しくは同課広報担当 ☎70・7708へ。

広報課電子メールアドレス  
koho@city.higashikurume.lg.jp

## 自立支援医療の 利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療負担が生じる方、（高額治療継続者 いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養としないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。詳しくは障害福祉課 ☎70・7747へ。

## 多摩地域における都市計画道路 整備方針（案）まとまる

市では、都と多摩地域の関係市町との共同により、多摩地域における都市計画道路の整備方針（案）を策定しました。

未着手の都市計画道路を対象として、今後10年間に優先的に整備すべき路線（優先整備路線）の選定、第二次事業化計画の策定を行うとともに、優先整備路線に選

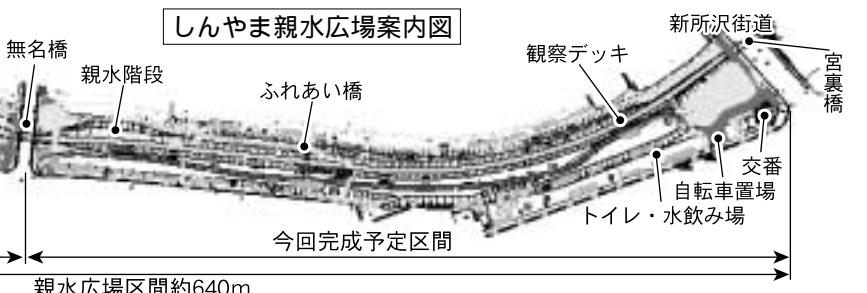
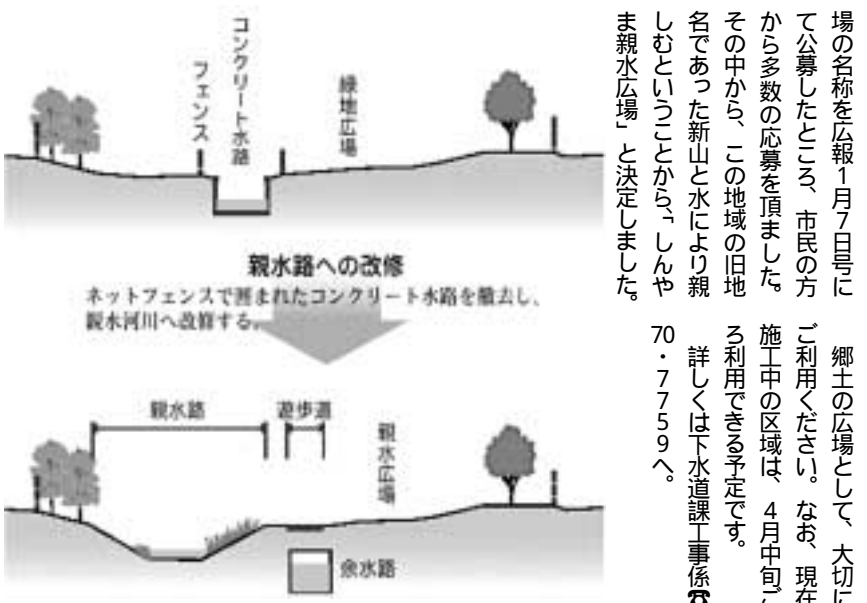


快適な都市環境が整ったまちづくりを目指して都市計画道路網の整備に取り組んでいます

【市施行】東3・4・13号線（東3・4・18号線）本町四丁目～東3・4・20号線  
【都施行】東3・4・15の1号線（新座市境～新座市境）東3・4・18号線（五小通り～東3・4・13号線）  
【募集方法】3月15日（水）までに（必着）はがきまたは手紙で、〒116-3800、東京都都市整備局街路計画課まで郵送を（同局ホームページから送ることも可）。詳しくは都同課 ☎03・5338・3387または市都市計画課 ☎70・7762へ。

## 黒目川上流域の広場名称 しんやま親水広場に決定！

市では、16年度から市民の皆さんに親しまれる水辺環境の整備として、柳橋から宮裏橋間までの約640mの区間にわたり、親水広場を整備し、今年の3月末までにすべてが完成する予定です。



場の名称を広報1月7日号にて公募したところ、市民の方から多数の応募を頂きました。その中から、この地域の旧地名であった新山と水により親しみやすいことから、「しんやま親水広場」と決定しました。

## 下水道使用料の改定 市議会に提案

市では昨年6月、下水道使用料について東久留米市下水道使用料等検討委員会に検討を依頼しました。同委員会では、同報告書に基づき下水道料金の改定案を、18年第1回市議会定例会に提案を行いました。



「水と緑とふれあいのまち」にふさわしい「しんやま親水広場」